

## 平成26年度福井県人事行政の運営等の状況

福井県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年福井県条例第9号）第6条の規定に基づき、平成26年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

- ・知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づきその概要を公表しています。（P1～36）
- ・人事委員会から報告された業務の状況について、併せて公表しています。（P37～52）
- ・一部、平成27年4月1日現在の状況を公表しています。

### 1 職員の任免および職員数の状況

#### （1）職員数の状況

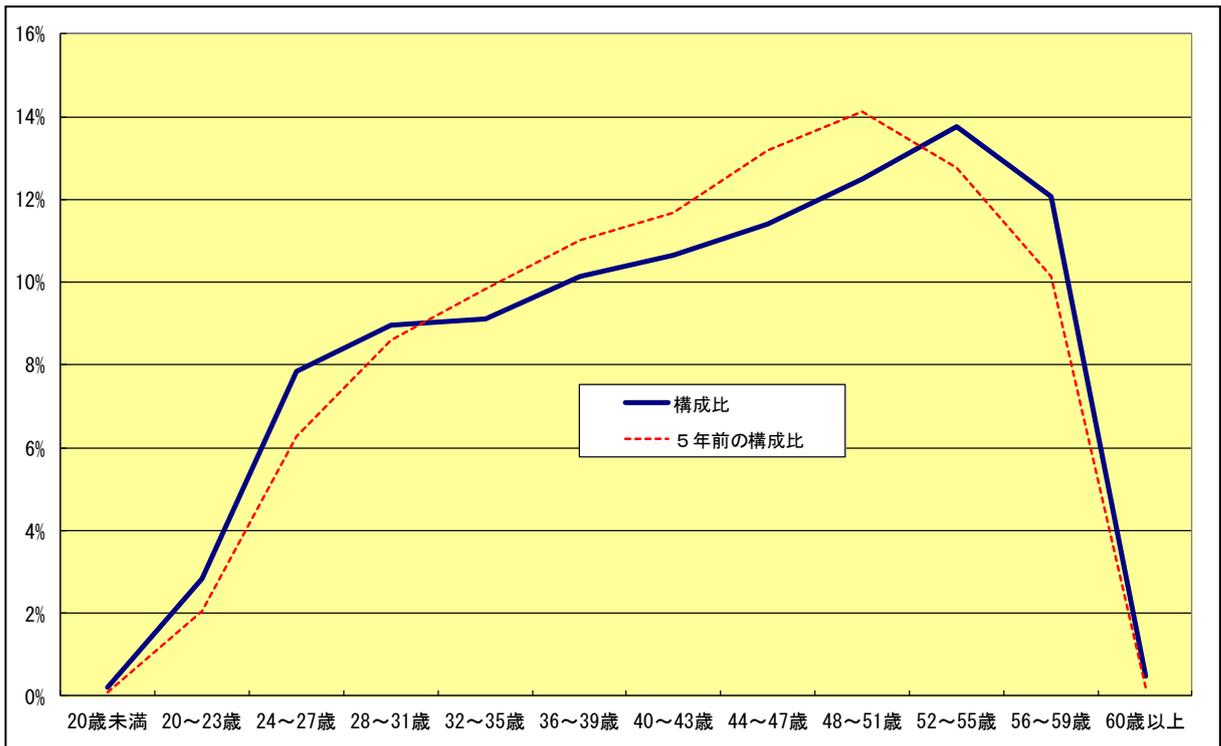
##### ①部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成27年			
一 般 行 政 部 門	議 会	25	24	△ 1	定年退職による経過的減員
	総 務	468	468	0	
	税 務	108	109	1	新採用職員の配置による経過的増員
	労 働	44	46	2	労働政策業務の増加による増員
	農 林 水 産	689	683	△ 6	農林総合事務所の事務合理化による減員等
	商 工	159	161	2	産業政策業務の増加による増員等
	土 木	663	664	1	新幹線建設用地取得業務の増加による増員
	民 生	245	250	5	福祉政策業務の増加による増員等
	衛 生	386	384	△ 2	健康福祉センターの事務合理化による減員等
	小 計	2,787	2,789	2	
特 別 行 政 部 門	教 育	7,633	7,594	△ 39	生徒数の減少による教員の減員等
	警 察	2,028	2,052	24	警察法施行令の改正による警察官の増員等
	小 計	9,661	9,646	△ 15	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	945	959	14	看護師の増員
	水 道	11	11	0	
	下 水 道	3	4	1	新採用職員の配置による経過的増員
	そ の 他	29	27	△ 2	公営企業業務の事務合理化による減員
	小 計	988	1,001	13	
合 計	13,436	13,436	0		

（注）職員数は一般職に属する職員数です。（平成27年から教育長を除きます。）

②年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	30人	381人	1,054人	1,205人	1,223人	1,361人	1,432人	1,535人	1,681人	1,850人	1,621人	63人	13,436人

③定員適正化計画の数値目標および進捗状況

ア 第三次行財政改革実行プランによる定員適正化目標

平成23年4月1日 職員数	平成28年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,873人	2,785人	88人	3.0%

(注) 職員数は一般職に属する職員数です。病院や教育、警察など一般職以外の職員については、行政需要に的確に対応できる適正な定員管理を継続します。

イ 第三次行財政改革実行プランによる定員適正化の年次別進捗状況（実績）

（各年4月1日現在）

区 分 部 門		平成23年 計画始期	平成24年 1年目	平成25年 2年目	平成26年 3年目	平成27年 4年目	(参考) 平成28年 削減目標
一般行政	職員数	2,873	2,805	2,790	2,787	2,789	2,785
	増 減		△68	△15	△3	2	△88 (△3.0%)
教 育	職員数	7,716	7,695	7,664	7,633	7,594	
	増 減		△21	△31	△31	△39	
警 察	職員数	1,973	2,022	2,031	2,028	2,052	
	増 減		49	9	△3	24	
公営企業 等 会 計	職員数	974	969	986	988	1,001	
	増 減		△5	17	2	13	
計	職員数	13,536	13,491	13,471	13,436	13,436	
	増 減		△45	△20	△35	0	

- (注) 1 計画期間は、平成23年4月～28年4月の5年間です。  
 2 増減は、対前年比の職員増減数を示しています。

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ①人件費の状況（普通会計決算）

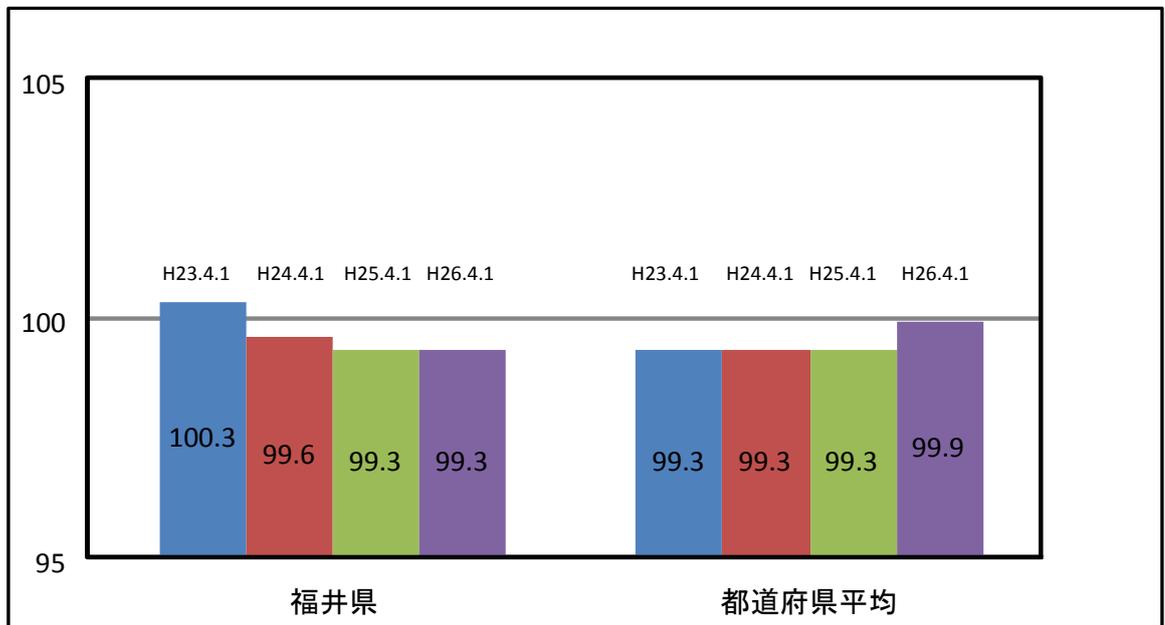
区分	住民基本 台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度 の人件費率
平成 26年度	人 800,239	千円 444,436,997	千円 3,909,321	千円 115,622,831	% 26.0	% 24.5

#### ②職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27年度	人 12,435	千円 55,178,828	千円 8,739,769	千円 20,823,414	千円 84,742,011	千円 6,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

#### ③ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 平成24年および平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(2) 一般行政職給料表の状況（平成27年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	297,200	339,800	405,800	456,100
最高号給の給料月額	244,900	301,900	347,700	383,500	390,700	407,900	442,600	466,300	525,200

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.9歳	335,318円	403,104円

イ 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
福井県	51.1歳	53人	315,258円	345,114円
うち校務員	50.2歳	27人	305,450円	333,078円
うち調理師	52.2歳	11人	327,298円	360,871円

（注）7人以上の主な職種について記載しています。

ウ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.7歳	391,390円	434,085円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	44.7歳	381,812円	418,287円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	39.2歳	320,447円	427,429円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

②職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		福井県	国
一般行政職	大学卒	180,800円	174,200円
	高校卒	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	144,200円	—
	中学卒	135,400円	—

高等学校教育職	大学卒	201,900円	—
	高校卒	157,100円	—
小・中学校教育職	大学卒	201,900円	—
	高校卒	157,100円	—
警察職	大学卒	199,500円	202,300円
	高校卒	167,000円	163,800円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,385円	365,359円	392,230円	408,914円
	高校卒	205,240円	304,750円	361,244円	383,124円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	304,587円	406,907円	426,875円	437,454円
	高校卒	—	318,214円	361,982円	—
小・中学校教育職	大学卒	309,500円	398,553円	413,628円	424,059円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	280,098円	382,680円	392,657円	431,014円
	高校卒	247,862円	336,414円	396,370円	426,222円

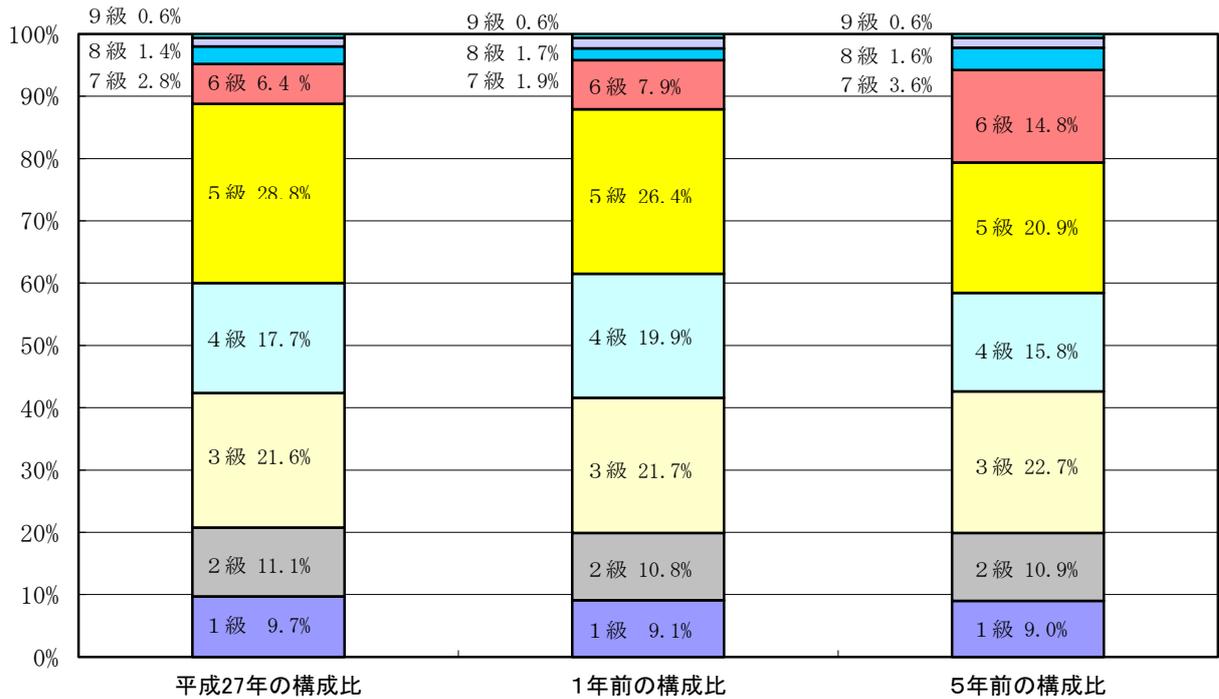
（注）該当職員が3人以下の各区分については、記載していません。

（４）一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	18 人	0.6 %
8 級	企画幹	44 人	1.4 %
7 級	課長、参事	88 人	2.8 %
6 級	課長、参事	203 人	6.4 %
5 級	課長補佐	915 人	28.8 %
4 級	主任	561 人	17.7 %
3 級	企画主査、主査	686 人	21.6 %
2 級	主事	354 人	11.1 %
1 級	主事	308 人	9.7 %

- （注） 1 福井県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。  
 3 構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、計100.0%となっていません。



## ②昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 昇給への勤務成績の反映状況 管理職においては、平成20年度から人事評価結果を昇給に反映。 一般職においては、平成22年度から人事評価結果を昇給に反映。

## （5）職員の手当の状況

### ①期末手当・勤勉手当

福 井 県			国		
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,633 千円			—		
(平成26年度支給割合)			(平成26年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.90月分	特定幹部職員	2.20月分	1.90月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.50月分	特定幹部職員以外	2.60月分	1.50月分
	(1.45)月分	(0.70)月分		(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%			・役職加算 5～20%		
・管理職加算 15～25%			・管理職加算 10～25%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 管理職（課長級以上）においては、平成19年10月から職員の仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する人事評価を実施しており、一般職（課長補佐級以下）においては、平成22年4月から実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職においては、平成20年6月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。 一般職においては、平成22年12月期から人事評価結果を勤勉手当に反映。

②退職手当（平成27年4月1日現在）

福 井 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	4,000千円	23,257千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）			919,533千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			68,494円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	23人	18%	18%
大阪府大阪市	8人	15%	15%
医師・歯科医師	143人	15%	15%
茨城県つくば市	1人	13%	13%
埼玉県さいたま市	1人	13%	13%
京都府京都市	1人	10%	10%
福井市	6,416人	1.3%	3%
福井市を除く福井県内	6,831人	1.3%	0%
海外他	12人	0%	0%
平均支給率		1.5%	1.6%

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）			852,961千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			106,275円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			39.5%	
手当の種類（手当数）			33	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
職員等の研修機関の教務に従事する職員の手当	消防学校または警察学校に勤務する職員	研修における実技訓練	千円 161	日額550円
県税事務に従事する職員の手当	県税事務所、嶺南振興局税務部等に勤務する職員	県税の賦課徴収等に関する事務	千円 980	日額870円
感染症防疫等作業に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、家畜保健衛生所等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症に汚染されている患者の看護、家畜伝染病の病菌に汚染されている家畜の飼育、口蹄疫、鳥インフルエンザのまん延防止作業	千円 326	日額300円～760円
精神保健指定医等の職員の手当	精神保健指定医および健康福祉センターに勤務する保健師	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく診察、精神保健法の規定に基づく在宅の精神障害者を訪問して行う相談指導等の業務	千円 171	日額300円～340円
麻薬取締業務に従事する職員の手当	健康福祉部医薬食品・衛生課に勤務する職員	麻薬及び向精神薬取締法の麻薬取締員としての業務	千円 21	日額550円
特殊病棟等に勤務する職員の手当	県立病院に勤務する理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、看護師、栄養士等	患者のリハビリテーション、人工透析、救急患者の看護、救急患者を収容するための病棟の入院患者の看護、精神病患者に直接接して行う栄養の指導等の業務	千円 6,286	月額5,000円、日額240円または勤務1回につき240円
社会福祉業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター福祉課、総合福祉相談所または特別支援学校等に勤務する職員	児童福祉や精神保健等に関する相談、指導の業務または入所者等の介助、指導の補助業務	千円 777	日額250円～550円
医療業務等に従事する職員の手当	健康福祉センター、県立病院、こども療育センター等に勤務する医師および歯科医師	医療業務または公衆衛生業務	千円 187,836	月額150,000円以下
死体処理作業に従事する職員の手当	県立病院に勤務する職員および警察の職員	人の死体の解剖、検視等の作業	千円 14,523	1体につき1,600円～3,200円
放射線取扱作業等に従事する職員の手当	健康福祉センター、こども療育センターまたは県立病院に勤務する診療放射線技師、原子力環境監視センターにおいて放射性同位元素または人体に有害な放射線を使用して行う試験研究業務に従事することを常例とする技術職員等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業、放射性同位元素等を使用して行う試験研究業務等	千円 4,273	日額240円～480円
危険な細菌の研究等に従事する職員の手当	健康福祉センター、衛生環境研究センターまたはこども療育センターに勤務する病理細菌技術職員等	危険な細菌の研究、検査の業務等	千円 604	日額300円～410円
夜間看護等に従事する職員の手当	県立病院、こども療育センターに勤務する看護師、助産師等	正規の勤務時間における看護等の業務のうちその一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 156,972	勤務1回につき1,620円～3,300円
潜水作業に従事する職員の手当	水産試験場または栽培漁業センターに勤務する職員もしくは警察の職員	潜水作業	千円 65	1時間につき310円～1,500円
用地交渉業務に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所、ダム建設事務所等に勤務する職員のうち、用地交渉業務に従事する職員等	勤務公署以外の場所において行う、土地の取得、土地の取得に伴う物件の移転等の交渉	千円 4,597	日額870円～1,300円

特殊現場作業に従事する職員の手当	農林総合事務所、土木事務所等に勤務する職員等	地上もしくは水面10メートル以上の足場の不安定な箇所、傾斜が40度以上で高さが15メートル以上の傾斜地で行う調査、測量、検査、監督等の作業等	千円 2,567	日額300円～560円
災害応急作業等に従事する職員の手当	職員	県の管理する道路、河川等に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、災害警備、遭難救助等の作業	千円 33	日額710円～1,680円
(東日本大震災に対処するための特例)	職員	福島原発の敷地内およびその周辺において、該当する区域で行う作業	千円 3,674	日額660円～40,000円
危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当	衛生環境研究センター、農業試験場等に勤務する職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う業務または人体に有害な物質の発生を伴う業務等	千円 1,397	日額230円
家畜等取扱作業に従事する職員の手当	畜産試験場、県営牧場および健康福祉センターに勤務する職員	精液の採取のために種雄畜を制する作業、犬の捕獲または処分の作業、繁殖のために牛を制する作業等	千円 762	日額240円～540円
家畜保健衛生業務に従事する職員の手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜保健衛生所法に掲げる家畜保健衛生所の事務	千円 3,262	日額1,080円
爆発物取締等作業に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課に勤務する職員または警察の職員	火薬類、高圧ガス等の取締作業、特殊危険物質（サリン等）の処理作業等	千円 38	日額250円～5,200円
教育施設の教務等に従事する職員の手当	看護専門学校において教務に従事することを本務とする職員および産業技術専門学院に勤務する職業訓練指導員	看護専門学校の学生に対する講義等または職業訓練施設の訓練生の職業訓練	千円 4,941	日額480円～1,050円
高等学校の定時制教育または通信教育に従事する職員の手当	定時制または通信制の課程に関する校務を本務とする教諭等	定時制教育または通信教育に係る業務		月額9,000円～19,000円
へき地学校等に勤務する職員の手当	へき地教育振興法に基づくへき地学校等に勤務する職員			給料および扶養手当の月額の4/100～25/100
多学年の学級を担当する職員の手当	小・中学校の2以上の学年で編制されている学級を担当する教員	学級における授業または指導	千円 3,293	日額290円～350円
高等学校の教員等の産業教育手当	農業、工業等に関する課程を置く高等学校に勤務する教諭等	実習を伴う農業、工業等に関する科目を主として担任		月額14,000円～19,000円
高等学校の全日制の課程および定時制の課程を兼任する職員等の手当	高等学校の全日制の課程を担当し定時制の課程を兼任する教員等	兼任に係る課程における授業等の業務	千円 161	1時間につき930円
教員特殊業務に従事する職員の手当	教頭、教諭等	週休日等に学校の管理下において行う部活動における生徒の指導業務等	千円 239,152	日額1,500円～16,000円
漁労作業に従事する職員の手当	実習船に乗り込むことを本務とする職員	漁労作業		1航海における漁獲物の販売額から販売手数料および経費を差し引いた額の18/100の額の範囲内で任命権者が定める額
航海実習の指導に従事する職員の手当	航海実習の指導を担当することを命じられた職員	実習生の航海実習の指導	千円 80	日額2,160円
教育業務の連絡指導に従事する職員の手当	教諭、養護教諭	教育についての連絡調整、指導および助言	千円 64,013	日額200円
夜間特殊業務に従事する職員の手当	警察の職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる業務等	千円 45,129	勤務1回につき410円～1,240円
警察の職員の手当	警察の職員	私服職員の従事する犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕の業務等	千円 90,589	日額220円～1,640円
航空業務に従事する職員の手当	安全環境部危機対策・防災課、防災航空事務所に勤務する職員、警察の職員等	航空機に搭乗し、航空機乗組員として行う業務等	千円 5,962	1時間につき1,900円～5,100円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	2,761,588千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	458千円
支給実績（平成25年度決算）	2,816,702千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	468千円

⑥その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職 手 当	管理または監督の地位にある職員に支給 [月額30,600円～126,600円]	同じ (国:給料の 特別調整額)		千円 814,392	円 698,449
初任給 調整手当	医師、歯科医師および獣医師に支給 [月額5,000円～366,700円]	異なる	獣医師を支給対象としている	千円 435,137	円 2,940,112
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [月額:配偶者13,000円、その他の扶養親族 1人当たり6,500円～11,000円]	同じ		千円 1,354,238	円 223,324
住居手当	賃貸住宅に居住する職員に支給  [ ①家賃が21,000円以下の場合の月額 家賃-10,000円 ②家賃が21,000円を超える場合の月額 11,000円+ (家賃-21,000円) /2 (上限27,000円)]	異なる	<福井県> 家賃が10,000円を超える 場合に支給 <国> 家賃が12,000円を超える 場合に支給	千円 498,722	円 263,178
通勤手当	通勤のため、交通機関を利用し、または交通 用具等を利用している職員に支給  [ 1 電車・バスを利用する場合 運賃等相当額55,000円までは全 額支給、それを超える部分は半額 支給 2 乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円以 上を支給 3 特急列車等を利用する場合 特急料金等の半額加算 (20,000 円を限度) 4 交通機関等と自動車等の併用者 が常例として乗継地周辺の駐車場 等を利用する場合 駐車料金等加算(3,000円を限度)]	異なる	1 電車・バスを利用する場 合 <福井県> 運賃等相当額55,000円を 超える部分は半額支給 <国> 運賃等相当額55,000円ま で支給 2 乗用車等を使用する場合 <福井県> 上限額なし <国> 上限額31,600円 4 交通機関等と自動車等の 併用者が常例として乗継地 周辺の駐車場等を利用する 場合 <福井県> 駐車料金等加算あり <国> 駐車料金等加算なし	千円 1,274,455	円 95,023
単身赴任 手 当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者 と別居し、単身で生活することを常況とする こととなった職員に支給 [基礎額26,000円に住居間の距離に応じた額 (最高58,000円)を加算した額]	同じ		千円 87,109	円 260,027
寒冷地 手 当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職 員に毎年11月から翌年3月まで支給 [月額7,360円～17,800円]	同じ		千円 58,219	円 62,200

1  特地勤務手当 生活の著しく不便な地に所在する公署 に勤務する職員に支給 [給料および扶養手当の月額 $\frac{4}{100}$ ] 2  特地勤務手当に準ずる手当 特地勤務公署等への異動に伴って住居 を移転した職員等に異動の日から起算し て3年間以内の期間支給 [給料および扶養手当の月額 $\frac{2}{100}$ ～ $\frac{6}{100}$ ]	同じ		千円 929	円 54,658
休日給 休日等において正規の勤務時間中に勤務す ることを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の $\frac{135}{100}$ ]	同じ		千円 445,630	円 130,454
夜勤手当 正規の勤務時間として深夜に勤務するこ とを命ぜられた職員に支給 [1時間につき勤務1時間当たりの給与額の $\frac{25}{100}$ ]	同じ		千円 217,102	円 135,604
宿日直 手当 宿日直を命ぜられた職員に支給 [1回につき4,200円～20,000円]	同じ		千円 423,470	円 227,062
管理職員 特別勤務 手当 管理職手当受給者が週休日および休日等ま たは平日深夜の午前0時から午前5時まで に勤務した場合に支給 [勤務1回につき2,000円～12,000円]	同じ		千円 2,539	円 57,705
災害派遣 手当 災害応急対策または災害復旧のため国の機 関あるいは他の地方公共団体から派遣され た職員が住所または居所を離れて福井県の 区域に滞在することを要する場合に支給 [1日につき3,970円～6,620円]			千円 0	円 0
農林漁業 普及指導 手当 農林漁業等の普及指導事業に従事する職員 に支給[月額16,800円]			千円 20,933	円 195,634
義務教育 等教員特 別手当 義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 [2,000円～8,000円]			千円 482,736	円 64,884

(6) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	知 事	事 務	1,170,000 円 (1,300,000 円)		
	副 知 事		918,000 円 (1,020,000 円)		
報酬	議 長	長 官	910,000 円		
	副 議 長		860,000 円		
	議 員		780,000 円		
期末手当	知 事	事 務	(平成26年度支給割合)		
	副 知 事		3.10 月分		
退職手当	議 長	長 官	(平成26年度支給割合)		
	副 議 長		3.10 月分		
退職手当	知 事	事 務	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事		130万円×在職月数×0.60	37,440,000円	(退職時)
			102万円×在職月数×0.45	22,032,000円	(退職時)

- (注) 1 知事および副知事の給料については、平成23年5月12日から平成27年4月22日までの間、10%相当額が減額されており、( )内は、減額前の金額です。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(7) 公営企業職員の状況

①工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 26年度	562,102	195,962	89,629	15.9	14.8

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 27年度	11	40,178	8,877	15,083	64,138	5,831

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	41.0歳	339,773円	491,889円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成26年度）		
1,382千円		
（平成26年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.90月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.50月分
	(1.45)月分	(0.70)月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

## (ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 実 績（平成26年度決算）			554千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			50,350円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	6人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	5人	1.3%

## (エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		231千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		28,904円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		18.2%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	千円 7	1日につき870~1,300円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 10	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 179	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき560円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円

	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき560円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務	35	1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	3,387千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	308千円
支給実績（平成25年度決算）	2,456千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	223千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			— 千円	— 円
扶養手当				1,355 千円	193,571 円
住居手当				— 千円	— 円
通勤手当				1,286 千円	128,600 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				— 千円	— 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、住居手当、休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

②水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 26年度	千円 2,815,412	千円 681,482	千円 187,835	% 6.7	% 7.9

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27年度	21	千円 85,222	千円 20,360	千円 33,098	千円 138,680	千円 6,604

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	46.3歳	382,252円	560,475円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成26年度）		
1,689千円		
(平成26年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20月分	1.90月分
特定幹部職員以外	2.60月分	1.50月分
	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

## (ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成26年度決算)			1,265千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)			60,246円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福井市	1.3%	10人	1.3%
福井市以外の福井県内	1.3%	11人	1.3%

## (エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績 (平成26年度決算)		245千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)		18,812円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成26年度)		29.5%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	職員	勤務公署以外の場所において行う土地の取得等の交渉の業務	千円 8	1日につき870~1,300円
	職員	管理者の管理する送水施設に豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等に行う巡回監視、応急作業等の作業	千円 12	1日につき710円~1,620円
	職員	地上もしくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所等において行う調査、測量等の作業	千円 141	1日につき300円
	職員	道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	水路内で行う調査、測量等		1日につき560円
	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等における工事において、水面下で行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	落石、地すべり、資材の落下等の危険等を伴う現場で行う調査、測量等の作業		1日につき300円

	職員	湖上において船舶に乗船して行う調査、測量等の作業		1日につき300円
	職員	高圧の配電線路または機器の保守、調査、監督等の作業		1日につき300円
	職員	水門の保守、点検、操作等の作業		1日につき560円
	職員	特に危険性を有する薬剤を取り扱う作業	千円 84	1日につき230円
	職員	人体に有害な物質の発生を伴う業務		1日につき230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	3,349千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	159千円
支給実績（平成25年度決算）	3,983千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	190千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			3,077千円	769,341円
扶養手当				3,384千円	282,000円
住居手当				0千円	0円
通勤手当				3,317千円	157,963円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				—千円	—円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				—千円	—円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 宿日直手当、休日給は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

### ③宅地造成事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 26年度	千円 391,876	千円 △143	千円 58,882	% —	% —

(注) 職員給与費は資本的支出に計上しており、総費用の外数です。  
このため職員給与比率を算出していません。

##### (イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 27年度	7	千円 23,457	千円 3,853	千円 8,767	千円 36,077	千円 5,154

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

##### (ウ) 特記事項

なし

#### イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	35.4歳	291,714円	437,767円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

#### ウ 職員の手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成26年度）		
1,313千円		
（平成26年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.90 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.50 月分
	(1.45) 月分	(0.70) 月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
-千円 -千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者が3人以下のため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 実 績（平成26年度決算）			368千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			52,554円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	6人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	1人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）			- 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			- %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	2,218千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	317千円
支給実績（平成25年度決算）	1,095千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	156千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含んでいます。

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			0千円	0円
扶養手当				－千円	－円
住居手当				0千円	0円
通勤手当				205千円	40,960円
単身赴任手当				0千円	0円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0千円	0円
寒冷地手当				0千円	0円
休日給				0千円	0円
夜間勤務手当				0千円	0円
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

(注) 扶養手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

④下水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益 または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成 26年度	727,554	182,401	40,781	5.6	6.3

(イ) 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
平成 27年度	5	19,708	4,487	7,636	31,831	6,366

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 給与費および一人当たり給与費は当初予算の額です。

(ウ) 特記事項

なし

イ 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
福 井 県	37.8歳	320,174円	495,207円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

福 井 県		
1人当たり平均支給額（平成26年度）		
1,543千円		
（平成26年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
特定幹部職員	2.20 月分	1.90 月分
特定幹部職員以外	2.60 月分	1.50 月分
	(1.45) 月分	(0.70) 月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5～20%	
・管理職加算	15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（平成27年4月1日現在）

福 井 県			一 般 行 政 職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額					
—千円 —千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度の退職者がいなかったため、記載していません。

(ウ) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支 給 実 績（平成26年度決算）			255千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			51,036円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
福井市	1.3%	4人	1.3%
福井市を除く福井県内	1.3%	1人	1.3%

(エ) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）			— 円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			— %
手当の種類（手当数）			1
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
(7)の①のウの(エ)に同じ			

(注) 支給実績等は、支給対象者が3人以下のため記載していません。

(才) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	2,047千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	409千円
支給実績（平成25年度決算）	1,383千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	277千円

(カ) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容 および 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (平成26年度決算)
管理職手当	一般行政職と同じ			－ 千円	－ 円
扶養手当				－ 千円	－ 円
住居手当				0 千円	0 円
通勤手当				718 千円	143,627 円
単身赴任手当				0 千円	0 円
特勤勤務手当および特勤勤務手当に準ずる手当				0 千円	0 円
寒冷地手当				0 千円	0 円
休日給				0 千円	0 円
夜間勤務手当				0 千円	0 円
宿日直手当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(注) 管理職手当、扶養手当は、支給対象者が3人以下のため、支給実績等を記載していません。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

平成26年度の職員の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8：30～17：15
休憩時間	12：00～13：00

※ 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

#### (2) 休暇制度の状況

平成26年度の職員の本来的な休暇制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休暇等については、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例や施行規則等で定められています。

区 分	期 間	平成26年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年次休暇	1年あたり20日	取得日数 平均8.5日	取得日数 平均8.6日	取得日数 平均4.6日
夏季休暇	5日以内	取得日数 平均4.1日	取得日数 平均4.7日	取得日数 平均4.1日
ボランティア休暇	5日以内 ただし、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村において被災者を支援する活動を行う場合 7日以内	取得者 13人	取得者 113人	取得者 0人
病気休暇	90日以内 ただし、悪性新生物など人事委員会が定める疾病により療養を要する場合 180日以内 結核性疾患により長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 192人	取得者 186人	取得者 54人
介護休暇	配偶者、父母、子などを介護する必要のある場合、連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 0人	取得者 8人	取得者 0人

※ 表中「知事部局等」には、知事部局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局を含みます。(以下同じ)

※ 年次休暇、夏季休暇、ボランティア休暇については、1年単位で付与されるため、平成26年(H26. 1. 1~H26. 12. 31)の取得状況を記載しています。

※ 病気休暇、介護休暇の取得者数は、平成26年度中に休暇を開始した者の人数を記載しています。

#### 4 職員の休業に関する状況

##### (1) 休業制度の状況

平成26年度の職員の主な休業制度の状況は次の表のとおりです。

なお、職員の休業については、福井県職員の育児休業等に関する条例や福井県職員の自己啓発等休業に関する条例等で定められています。

区 分	期 間	平成26年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
育児休業	最長で子が3歳に達する日までの期間	取得者 91人	取得者 137人	取得者 14人
自己啓発等 休業	大学等課程の履修 二年 ただし、大学院の課程またはこれに相当する外国の大学の課程であって、その修業年限が二年を超え三年を超えない場合 三年 国際貢献活動 三年	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人
配偶者同行 休業	職員の配偶者が六月以上外国に滞在し、職員がそれに同行する場合 三年	取得者 0人	取得者 0人	取得者 0人

※ 育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業の取得者数は、平成26年度中に休業を開始した者の人数を記載しています。

## 5 職員の分限および懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことです。

平成26年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	0 人	1 人	33 人	0 人	34 人
教育委員会	0 人	0 人	66 人	0 人	66 人
警 察 本 部	0 人	0 人	9 人	0 人	9 人
計	0 人	1 人	108 人	0 人	109 人

※ 平成26年度中に分限処分を受けた職員数を記載しています。

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職務上の義務違反など公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことです。

平成26年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	6 人	5 人	1 人	0 人	12 人
教育委員会	11 人	1 人	1 人	1 人	14 人
警 察 本 部	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
計	17 人	6 人	2 人	2 人	27 人

※ 平成26年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載しています。

## 6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（以下「法」という。）第30条）。

さらに、次のような義務、禁止および制限事項が定められています。

- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（法第37条）
- ・ 営利企業等の従事制限（法第38条）

### （1）職務専念義務免除の状況

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（法第35条）とするものですが、福井県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例および職務に専念する義務の特例を定める規則（以下「規則」という。）でその免除が限定的に認められています。

平成26年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

区 分	事 由	平成26年度の承認件数		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
規則第2条 第1項	県行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合	225 件	393 件	0 件
規則第2条 第2項	教育に関する他の事業または事務に従事する場合（教育公務員特例法第17条第1項）	0 件	1,711 件	0 件
規則第2条 第3項	当該地方公共団体の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第4項	地方公共団体の当局に対し不満を表明し、または意見を申し出る場合（地方公務員法第55条第11項）	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第5項	不利益処分に関する審査の請求者または勤務条件に関する措置の要求者として出頭した場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第6項	職務に関連のある国家公務員または他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	0 件	0 件	0 件
規則第2条 第7項	前各号に掲げるもののほか、人事委員会 が特に認める場合	6 件	31 件	6 件

※ 平成26年度中に職務専念義務免除申請を承認された件数を記載しています。

## (2) 営利企業等従事許可の状況

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（法第38条）とするものですが、営利企業等の従事制限に関する規則で許可の基準等が定められており、その許可が限定的に認められています。

平成26年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準 (営利企業等の従事制限に関する規則第3条)	平成26年度の許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ・ 職員の占めている職務と当該営利企業との間に特別な利害関係があつて、それにより不当な結果を生じ、または生じるおそれのある場合 ・ 職務の遂行に支障のある場合 ・ その他公務員として適当でないと認められる場合	37件	7件	2件

※ 平成26年度中に営利企業等従事を許可された件数を記載しています。

## 7 職員の研修および勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮および増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています（法第39条）。

平成26年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

#### ①知事部局等

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
職員一般研修	県新規採用職員研修（前期）	5日	110人
	県新規採用職員研修（後期）	5日	103人
	新規採用職員研修（医療技術職）	3日	61人
	県転任職員	2日	20人
	ステージ1研修	2日	116人
	ステージ2研修	2日	113人
マネジメント研修	トレーナー研修（前期）	1日	76人
	トレーナー研修（後期）	0.5日	79人
	新任主任研修	2日	225人
	課長補佐研修	1日	23人
	参事級研修	1日	48人
	課長級研修	1日	43人
パワーアップ研修	危機管理	1日	69人
	プレーイングマネジャー	1日	25人
	ミッション・マネジメント	1日	39人
	判断・決断力向上	1日	66人
	キャプテンシップ	1日	27人
	地方公会計と財務諸表の作り方・読み方	2日	16人
	民法（総則）	2日	11人
	民法（債権）	2日	8人
	行政法	1日	12人
	地方自治法	1日	7人
	政策法務	0.5日	16人
	地方自治体の訴訟法務	1日	12人
	ファシリテーション	1日	29人
	クレーム対応	1日	8人
	説明力向上	1日	46人
	プレゼンテーション	1日	17人
	アサーティブ・コミュニケーション（嶺北・嶺南）	1日	44人
	わかりやすい資料作成技法	2日	14人
	部下力（フォロワーシップ）	1日	19人
	トヨタ式業務改善と問題解決	1日	32人
	地域ブランディングと自治体プロモーション	2日	5人
	プロの仕事術（嶺北・嶺南）	1日	46人
クリティカル・シンキング	1日	42人	
女性力発揮①	1日	52人	

	女性力発揮②	1日	14人
	女性力発揮③	1日	18人
	営業力向上（講演会）①	1日	27人
	営業力向上（講演会）②	1日	38人
特別研修	行政経営戦略研修	6日	16人
	営業力向上研修(実践編)	1日	47人
	営業力向上研修(実践編) 事後研修	1日	49人
	語学研修(英語中級)	39回	12人
	語学研修(英語上級)	39回	10人
	語学研修(中国語)	37回	5人
	マナーアップ実践研修	4回	46人
	人事評価制度研修（1次・2次）	7回	145人

※ 職員一般研修とは、年齢階層ごとの役割変化に応じて、必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

※ マネジメント研修とは、管理・監督の立場にある職員に対して、それぞれの職務に応じて必要な知識、技能等を修得させるための研修です。

※ パワーアップ研修とは、職務遂行上必要な専門知識の修得や技能の向上を図るための全職員を対象とした研修です。

※ 特別研修とは、高い専門性と政策立案能力を身に付けた職員の育成を図るための、全職員を対象とした研修です。

②教育委員会

区 分		研 修 名		研修期間	受講者数		
指 定 研 修	基本研修	若手教員研修	初任者研修	校外研修14日	178人		
			2年目研修	校外研修5日	158人		
		幼稚園新任採用教員研修		園外研修10日	55人		
		5年経験者研修		3日	98人		
		10年経験者研修(幼・小・中・県立)		(幼稚園)4日(小・中・県立)8日	142人		
	職 務 研 修	管理職 研修	新任校長研修	1 講座 3 日	56人		
			新任教頭研修	1 講座 5 日	69人		
		主任等 研修	養護教諭研修	1 講座 1 日	71人		
			中堅教員研修	1 講座 5 日	31人		
			臨時任用講師研修	1 講座 8 日	59人		
校内研修の活性			1 講座 1 日	22人			
教育法規		1 講座 1 日	29人				
専 門 研 修	教科等 に関する 研修	幼稚園教育に関する研修		3 講座 各 1 日	377人		
		小学校の各教科に関する研修		15講座 各1～2日	489人		
		中学校の各教科に関する研修		11講座 各1～3日	373人		
		高校の各教科に関する研修		12講座 各1～2日	325人		
		その他(校種を超えた研修)		11講座 各1～3日	641人		
	教科外 の 課題等 に関する 研修	道徳教育		1 講座 1 日	74人		
		学級経営		2 講座 各 1 日	153人		
		不登校対応		1 講座 1 日	109人		
		教育相談関係		10講座 各 1 日	533人		
		総合的な学習の時間		1 講座 1 日	44人		
		食育		1 講座 1 日	38人		
		人権教育		1 講座 1 日	28人		
		漢字教育(白川文字学)		1 講座 3 日	71人		
		N I E活動に関する研修		1 講座 1 日	15人		
		情報教育に関する研修		5 講座 各1～2日	180人		
		教養研修		3 講座 1 日	196人		
		マネジメントスキル		1 講座 1 日	54人		
		通 信 型 研 修	教科等 に関する 研修	小学校の各教科に関する研修		5 講座	51人
				中学校の各教科に関する研修		1 講座	1人
				高校の各教科に関する研修		3 講座	21人
その他(校種を超えた研修)				4 講座	148人		
教科外 の 課題等 に関する 研修	学級経営、教育相談・キャリア教育		8 講座	154人			
	授業デザイン、アクティブ・ラーニング		8 講座	305人			
	マネジメント、法規		7 講座	234人			
	情報教育、教養		12講座	461人			

- ※ 基本研修とは、初任者および一般教員に対し、教職経験年数に応じ、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。
- ※ 管理職研修とは、管理職の教員に対し、組織経営についての見識の確立と考察力の育成を図るための研修です。
- ※ 主任等研修とは、主任等の教員に対し、職務等に応じて、教育上の課題を解決する能力や実践にかかわる専門的な能力の育成を図るための研修です。
- ※ 教科等に関する研修とは、一般教員に対し、各教科(産業教育を含む)に関する専門的な

知識、実践的な指導力など、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

- ※ 教科以外の課題等に関する研修とは、一般教員に対し、教科以外の学校教育諸活動に関して、必要とされる資質能力の向上を図るための研修です。

### ③警察本部

区 分	研 修 名	研修期間	受講者数
警察大学校	警察運営科	3週	10人
	警部任用科本課程	3月半	13人
	警部任用科特別短期課程	2週	2人
	課長補佐任用科	2週	2人
	教官養成科	1月	3人
	専科	1週から1月	34人
	指定職種任用科	1週から3週	4人
	研究科	2週	1人
特別捜査幹部研修所	捜査幹部養成科	2週	2人
財務捜査研修センター	財務捜査研修科	2週	3人
国際警察センター	語学研修科	1月から1年	8人
取調べ技術総合研究研修センター	取調べ技術・捜査指揮研修科	2週	1人
管区警察学校	警部補任用科	2月	29人
	巡査部長任用科	1月半	59人
	係長任用科	2週	4人
	主任任用科	2週	4人
	専科	1週から1月	42人
県警察学校	研究科	2週	1人
	初任科	半年、10月	55人
	一般職員初任科	1月	13人
	初任補修科	2月、3月	59人
	警部補任用科	2週	6人
	巡査部長任用科	2週	3人
	部門別任用科	2週から1月	44人
専科	3日から2週	308人	

※ 初任科とは、新たに採用された警察官および職員に、その職務の遂行に必要な基礎的な知識および技能を修得させるための研修です。

※ 初任補修科とは、初任科および職場での実習を修了した警察官に対し、知識・技能を総合的に発展進化させ、体力・気力を充実させるための研修です。

※ 専科とは、警察官および職員に、専門的な知識および技能を修得させるための研修です。

※ 任用科とは、上位職に昇任または昇任が予定されている警察官または職員に、その職務の執行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。また、各部門に新たに配置され、または配置予定の警察官に、その職務の遂行に必要な知識および技能を修得させるための研修です。

## (2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています（法第40条）。

勤務評定は能力主義、成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換や昇任、昇給などの人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

知事部局等においては、平成19年10月から管理職（課長級以上）に仕事の成果や仕事の過程における行動・姿勢を評価する新たな人事評価制度を導入しており、平成22年4月からは一般職員（課長補佐級以下）にも導入しています。

警察本部においては、人事、昇給、教養等の公正な基礎資料および人材育成の指針とするため、職務に関する資質、能力および実績を総合的に評価する人事評価制度を実施しています。

## 8 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1) 福利厚生状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています（法第42条）。

平成26年度の福利厚生の状況は次の表のとおりです。

区分	主な内容	事業費（単位：千円）		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
厚生事業	人間ドック事業 生活習慣病検診 その他の健康づくり推進事業等	54,810	73,174	29,003
補助事業	職員互助会等の補助 (健康増進事業等)	0	0	0
計		54,810	73,174	29,003

### (2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しています。なお、制度実施のため必要な財源は、職員の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

平成26年度の共済制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	主な内容	給付額（単位：千円）		
		地方職員 共済組合	公立学校 共済組合	警察 共済組合
保健給付	医療給付、出産費、埋葬料等	935,963	1,631,536	535,635
休業給付	傷病手当金、育児休業手当金等	213,823	358,213	31,106
災害給付	弔慰金、災害見舞金等	0	0	0
附加給付	医療給付附加金、傷病手当金附加金	28,325	37,253	16,493
厚生事業	健康管理、健康増進事業等	31,245	172,400	33,645
計		1,209,356	2,199,402	616,879

※ 地方職員共済組合は、都道府県の職員が加入しています。

※ 公立学校共済組合は、公立学校の職員ならびに都道府県教育委員会およびその所管に属する教育機関の職員が加入しています。

※ 警察共済組合は、都道府県の警察職員が加入しています。

### (3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金という法人が、その災害によって生じた損害を補償する制度です。

平成26年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務または通勤による負傷や疾病の療養に必要な費用を支給する。	20	1,618	69	21,164	48	12,822
傷病補償年金	療養開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、その障害の程度が一定の等級に該当する場合に支給する。	—	—	1	4,885	—	—
障害補償	療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給する。	4	14,207	4	15,926	3	6,874
介護補償	傷病補償年金または障害補償年金の受給者で、一定の障害を有し、常時または随時介護を受けている場合に支給する。	—	—	1	1,251	—	—
遺族補償	公務または通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給する。	7	16,460	7	15,997	4	13,807
葬祭補償	公務または通勤により死亡した場合に遺族等に対し一定の葬祭費を支給する。	—	—	—	—	—	—
福祉事業	被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業および公務災害防止のために必要な事業を行う。	—	—	—	—	1	846
計		31	32,285	82	59,223	56	34,349

## 人事委員会から報告された業務の状況

### 1 職員の競争試験および選考の状況

#### (1) 競争試験の状況

平成26年度の競争試験の実施状況は次のとおりです。

##### ①試験日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日		試験場	名簿確定日	最終合格者発表日
			第1次試験	第2次試験			
I種	26.4.30	26.5.14 ～5.28	26.6.22	26.7.20 ～7.26	第1次試験 福井県立大学 中央大学 第2次試験 福井県立大学 アオッサ 青少年センター	26.8.11	26.8.15
II種	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.28	26.10.23	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
市町立小・ 中学校事務	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.28	26.10.23	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
少年警察 補導員	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.28	26.10.23	第1次試験 福井県立大学 若狭図書学習センター 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
身体障害者	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.28	26.10.23	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
警察官 (男性A)	26.4.30	26.6.2 ～6.16	26.7.12 ～7.13	26.8.10 ～8.13	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	26.8.28	26.9.1
警察官 (女性A)	26.4.30	26.6.2 ～6.16	26.7.13	26.8.10 ～8.13	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	26.8.28	26.9.1
警察官 (男性B)	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.20 ～9.21	26.10.14 ～10.15	第1次試験 福井県立大学 小浜市民体育館 若狭図書学習センター 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10

警察官 (女性B)	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.20 ～9.21	26.10.14 ～10.15	第1次試験 福井県立大学 小浜市民体育館 若狭図書学習センター 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
警察官 (男性武道 指導)	26.6.27	26.8.14 ～8.28	26.9.20 ～9.21	26.10.14 ～10.15	第1次試験 福井県立大学 福井県警察学校 第2次試験 青少年センター	26.11.6	26.11.10
警察官 (男性A) 特別募集	27.1.20	27.1.21 ～1.28	27.2.7 ～2.8	27.2.21	第1次試験 福井県立大学 第2次試験 青少年センター	27.3.6	27.3.9

②受験資格および試験の方法

試験の種類	受験資格	試験の方法		
		第1次試験	第2次試験	その他
I種	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者</li> <li>2 平成5年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認めるものを含む。以下同じ。）を卒業した者または平成27年3月31日までに卒業見込の者</li> <li>3 薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</li> <li>4 司書にあつては、資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験</li> <li>・択一式試験</li> <li>2 専門試験</li> <li>・択一式試験</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専門試験</li> <li>・記述式試験</li> <li>2 口述試験</li> <li>・集団討論</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>
II種	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</li> <li>2 臨床検査技師、診療放射線技師にあつては、昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で資格取得者（取得見込者を含む。）に限る。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験</li> <li>・択一式試験</li> <li>2 専門試験（技術系職種）</li> <li>・択一式試験</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作文試験（事務系職種）</li> <li>2 口述試験</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>
市町立小・中学校事務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験</li> <li>・択一式試験</li> <li>2 適性検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作文試験</li> <li>2 口述試験</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>
身体障害者	<p>自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和55年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者</li> <li>2 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者</li> <li>3 活字印刷文による出題に対応できる者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験</li> <li>・択一式試験</li> <li>2 適性検査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作文試験</li> <li>2 口述試験</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>

<p>警察官 (男性A)</p>	<p>1 昭和59年4月2日以降に生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成27年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性A)</p>	<p>1 昭和59年4月2日以降に生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者または平成27年3月31日までに卒業見込みの者</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 論文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (男性B)</p>	<p>1 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成27年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>
<p>警察官 (女性B)</p>	<p>1 昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性 2 学校教育法による大学を卒業した者および平成27年3月31日までに卒業見込みの者を除く。</p>	<p>1 教養試験 ・択一式試験 2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・視力・色覚 ・その他 3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</p>	<p>1 作文試験 2 口述試験 ・個別面接 3 適性検査</p>	<p>・身体検査書の提出 ・受験資格等の確認</p>

<p>警察官 (男性/ 武道指導)</p>	<p>昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性でかつ次のいずれかの要件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受験申込締切日までに柔道三段以上の段位を取得している者</li> <li>2 全日本柔道連盟もしくはこれに加盟する団体が主催する全国大会の出場経験者、またはこれと同等の実力を有すると認める者</li> <li>3 受験申込締切日までに剣道三段以上の段位を取得している者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験 ・択一式試験</li> <li>2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他</li> <li>3 実技試験</li> <li>4 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作文試験</li> <li>2 口述試験</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体検査書の提出</li> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>
<p>警察官 (男性A) 特別募集</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 昭和59年4月2日以降に生まれた男性</li> <li>2 学校教育法による大学を卒業した者または平成27年3月31日までに卒業見込みの者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教養試験 ・択一式試験</li> <li>2 身体的条件についての検査 ・身長・体重 ・胸囲・視力 ・色覚・その他</li> <li>3 体力試験 ・握力 ・上体起こし ・反復横とび ・20mシャトルラン ・立ち幅とび</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 論文試験</li> <li>2 口述試験</li> <li>・個別面接</li> <li>3 適性検査</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体検査書の提出</li> <li>・受験資格等の確認</li> </ul>

③申込者数、受験者数、合格者数、競争倍率

試験の 種 類	職 種	採 用 予定数	申込者数	第 1 次試験		第 2 次試験 受験者数	最 終 合格者数	競争 倍率
				受験者数	合格者数			
I 種試験	行政	56	340(105)	264(77)	100(23)	93(23)	56(17)	4.7
	警察事務	9	135(73)	100(56)	35(20)	33(18)	18(11)	5.6
	薬剤師	8	12(7)	11(6)	9(5)	8(5)	8(5)	1.4
	福祉・心理	3	40(28)	33(23)	8(5)	8(5)	3(2)	11.0
	農林業	7	32(7)	28(5)	15(3)	14(3)	7(2)	4.0
	水産	1	6(0)	6(0)	4(0)	4(0)	1(0)	6.0
	建築	3	9(1)	6(1)	4(1)	4(1)	3(1)	2.0
	土木(総合)	14	39(6)	29(4)	25(4)	23(4)	14(2)	2.1
	機械・金属	4	8(0)	8(0)	4(0)	4(0)	4(0)	2.0
	電気	3	18(0)	11(0)	6(0)	4(0)	3(0)	3.7
	化学	2	27(5)	21(5)	6(0)	6(0)	2(0)	10.5
	司書	1	26(16)	19(15)	6(4)	6(4)	1(1)	19.0
II 種試験	一般事務	1	20(12)	16(9)	5(3)	4(2)	1(1)	16.0
	土木(総合)	2	4(1)	3(0)	2(0)	2(0)	2(0)	1.5
	臨床検査技師	2	5(3)	4(2)	4(2)	4(2)	2(2)	2.0
	診療放射線技師	2	11(3)	8(2)	4(1)	2(0)	2(0)	4.0
身体 障害者	一般事務	2	9(2)	8(2)	5(0)	5(0)	2(0)	4.0
市町立小・ 中学校事務	小中学校事務	10	248(151)	186(115)	20(7)	18(7)	10(5)	18.6
少年警察 補導員	少年警察補導員	2	37(23)	32(20)	8(4)	5(2)	2(1)	16.0
警察官	警察官(男性A)	48	381(-)	254(-)	188(-)	173(-)	95(-)	2.7
	警察官(男性A) 特別募集	8	95(-)	65(-)	32(-)	30(-)	16(-)	4.1
	警察官(男性B)	18	157(-)	113(-)	71(-)	66(-)	38(-)	3.0
	警察官 (男性/武道指導)	2	5(-)	5(-)	4(-)	2(-)	2(-)	2.5
	警察官(女性A)	5	67(67)	45(45)	21(21)	17(17)	10(10)	4.5
	警察官(女性B)	2	52(52)	43(43)	10(10)	10(10)	4(4)	10.8
合計		215	1783(562)	1318(430)	596(113)	545(103)	306(64)	4.3

※ ( ) 内は女性

## (2) 選考の状況

平成26年度の選考採用の実施状況は次のとおりです。

### ①職員の任用に関する規則第22条第1号および第2号に規定するもの

(資格・免許を必要とする職、職務遂行能力についての順位の判定が困難な職など)

職種	任命権者別合格者数			計
	知 事	教育委員会	警察本部長	
保健師	4 人			4 人
看護師	89 人			89 人
助産師	4 人			4 人
保育士	2 人			2 人
言語聴覚士	2 人			2 人
医学物理	1 人			1 人
獣医師	4 人			4 人
職業訓練指導員	1 人			1 人
学芸員	1 人	1 人		2 人
古生物学	2 人			2 人
自然保護	2 人			2 人
文化財調査員 (歴史学)		1 人		1 人

### ②職員の任用に関する規則第22条第4号、第5号および第7号に規定するもの

(教育公務員をもって充てようとする職、他の地方公共団体や国の職をもって充てようとする職など)

知 事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
6 人	69 人	26 人	101 人

### ③職員の任用に関する規則第22条第8号に規定するもの

(地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された者をもって充てようとする職)

知 事	任命権者別合格者数		計
	教育委員会	警察本部長	
32 人	3 人	3 人	38 人

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

平成26年11月5日、地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、福井県人事委員会委員長より、福井県議会議長および福井県知事に対して、次のような内容の報告および勧告を行いました。(報告および勧告全文については福井県人事委員会事務局ホームページ【<http://info.pref.fukui.jp/jinji-i/>】に掲載してあります。)

### (1) 報告

#### ① 給与の改定

##### ア 公民給与の比較

###### ・月例給

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
368,209 円	367,261 円	948 円 (0.26%)

##### イ 給与改定の内容

###### (ア) 月例給

###### ・給料

平均0.3%の引上げ改定

###### (イ) 諸手当

###### ・初任給調整手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告に準じて改定

###### ・通勤手当

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当について、人事院勧告の内容および本県の実情等を考慮し改善

###### ・寒冷地手当

寒冷地手当の支給地域を人事院勧告に準じて改定

今回の見直しにより除外される地域にある公署については、その所在地の気温および積雪の程度(指定基準)に基づき、支給対象となる公署を個別に指定

###### ・単身赴任手当

人事院勧告に準じて、再任用職員に対し単身赴任手当を支給

###### (ウ) 期末・勤勉手当

・民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.95月分→4.10月分 (0.15月分の引上げ)

・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(現行1.35月分→1.5月分)

##### ウ 実施時期

月例給：給料表、初任給調整手当および通勤手当は、平成26年4月1日に遡及して実施

寒冷地手当および単身赴任手当は、平成27年4月1日から実施

期末・勤勉手当：平成26年12月支給分から実施

#### ② 給与制度の総合的見直し

人事院は、本年8月に、「地域間の給与配分の見直し」、「世代間の給与配分の見直し」、「職務や勤務実績に応じた給与配分」を柱とする国家公務員の俸給表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しを平成27年4月から実施するよう勧告

本県の給与制度は、地方公務員法第24条第3項に規定する「均衡の原則」に基づいて、職員の従事する公務と国家公務員の従事する公務の近似性・類似性を重視し、これまで

一貫して国家公務員の給与制度に準拠。人事院が指摘する世代間の給与配分などの課題は、本県においても共通の課題が存在すると考えられ、総務省が設置した有識者検討会が本年8月にまとめた報告においても、同様の趣旨を提言。また、他の多くの都道府県が国の給与制度の総合的見直しに準じた勧告を実施

本委員会は、国の給与制度の総合的見直しの内容や考え方、総務省の有識者検討会の報告内容、他都道府県の動向等を考慮し、基本的には国の総合的見直しに準じた見直しが適切であると判断

## ア 改定の内容

### (ア) 給料

- ・人事院勧告における国家公務員の俸給表の見直し内容を踏まえ、給料表を平均2%引下げ改定、50歳台後半層の在職する級の最高号給は最大4%程度引下げ（医療職給料表（一）を除く。）
- ・給料表の引下げに伴い、55歳超職員（行政職給料表6級相当以上）の0.9%減額支給措置を廃止

### (イ) 諸手当

#### ・地域手当

級地区分および支給割合等を人事院勧告に準じて改定。ただし、県内に勤務する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）の地域手当については、支給地域や支給割合に変更がないため、引き続き一律支給

#### ・単身赴任手当

基礎額および加算額を人事院勧告に準じて改定

#### ・管理職員特別勤務手当

人事院勧告に準じ、災害への対処等のための平日深夜勤務に対し、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で管理職員特別勤務手当を支給

## イ 実施時期等

### (ア) 給料表等

- ・給料表は、平成27年4月1日から切替。切替に伴い、国や他の都道府県の実施状況などを踏まえるとともに、本県の実情も考慮した経過措置（現給保障）を実施
- ・55歳超職員の0.9%減額支給措置については、上記の経過措置終了後廃止

### (イ) 諸手当

- ・平成27年4月1日から実施し、地域手当の支給割合、単身赴任手当の基礎額・加算額については、段階的に引上げ

## ③ その他の給与関係事項

### ア 平成18年給与構造の改革

平成18年度から実施した給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止および昇給回復について、制度導入の経緯、他都道府県の動向および本県の実情等を考慮し、国の給与制度の総合的見直しに係る本県の検討結果も踏まえ、適切に対応していくことが必要

### イ 教員給与のあり方

教員給与については、国において、メリハリのある教員給与体系の確立に向けて見直しが進められており、本県においても、他の都道府県の取組、教育現場の実情等を踏まえ、適切に対応していくことが必要

## ④ 給与以外の勤務条件

### ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者における超過勤務の縮減や適

正な人員配置の取組、職場管理者における職員の業務の進捗状況等の的確な把握、職員自身のタイムマネジメント意識・コスト意識の徹底などが必要

#### イ 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の活躍推進が国をあげての重要な課題となっており、より一層女性職員の仕事と家庭の両立支援の推進に取り組むことが必要

各任命権者は、第2期特定事業主行動計画に掲げられた数値目標を達成できるよう着実に努力するとともに、今後も県が先導的役割を果たすためにも実効性ある仕事と家庭の両立支援をより一層推進していくことを要望

#### ウ 職員の健康管理

各任命権者は、職員の心身の健康づくりのため、予防や早期対応のための様々な取組と併せて、療養中の職員を対象にした職場復帰支援制度について、今後さらに積極的に取り組み、より充実したものとしていくことが必要

#### エ 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度に係る地方公務員法の改正の趣旨に則り、各任命権者は所要の措置を講ずるとともに、人事評価制度を適切に運用し、能力・実績に基づいた人事管理を行うことが必要

#### オ 公務員の高齢期雇用

定年退職する職員が再任用を希望する場合には、各任命権者は、当該職員の能力、健康状態等を適切に把握し、その能力や経験を生かせるよう引き続き職域の拡大などを検討していくことが必要

#### カ 公務員倫理の確保

各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが必要

### (2) 勧告

#### [1]平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

##### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

###### ① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

[【http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf】](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)

###### ② 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

###### イ 通勤手当について

(ア) 交通用具使用者に対する支給月額を、次に掲げる使用距離の区分に応じ、それぞれ

次に定める額とすること。

a	片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200 円
b	片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100 円
c	片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000 円
d	片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900 円
e	片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800 円
f	片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700 円
g	片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	21,600 円
h	片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,400 円
i	片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	26,200 円
j	片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	28,000 円
k	片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	29,800 円
l	片道 60 キロメートル以上	31,600 円

(イ) 通勤のため四輪自動車を使用する者で、その使用距離が片道 4 キロメートル以上 5 キロメートル未満である者に対する支給月額を 3,320 円とし、片道 6 キロメートル以上である者に対する支給月額について、2,200 円に 2 キロメートル以上 2 キロメートル増すごとに加算する額を 1,120 円とすること。

ウ 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

エ 寒冷地手当について

(ア) 寒冷地手当の支給地域を勝山市および今立郡とすること。

(上記、市・郡は、平成 26 年 4 月 1 日における名称および区域を示すものとし、その後におけるそれらの名称または区域の変更によって影響されないものとする。)

(イ) この改正に伴い支給地域に該当しないこととなる地域に係る支給額については、所要の経過措置を講ずること。

オ 勤勉手当について

(ア) 平成 26 年 12 月期の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.825 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.375 月分とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.025 月分とすること。再任用職員については、同月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.475 月分とすること。

(イ) 平成 27 年 6 月期以降の支給割合

a 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.75 月分とする

こと。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

**[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)**

② 期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

**[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)**

② 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成27年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

[2] 給与制度の総合的見直しのための関係条例の改正

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

① 給料表

[1]の1の①による改定後の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第4のとおり改定すること。

**[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)**

② 諸手当

ア 地域手当について

地域手当の支給地域、支給割合等については、人事院勧告に準じて改定すること。

ただし、県内に所在する公署に在勤する職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）には、当分の間、国家公務員に準拠した制度にした場合の財源の範囲内で一律に支給すること。

イ 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額および加算額については、人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 管理職員特別勤務手当について

（ア）管理監督職員が、災害への対処その他臨時または緊急の必要により、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年福井県条例第2号）第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

（イ）（ア）の管理職員特別勤務手当の額は、（ア）による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

③ 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について

福井県一般職の職員等の給与に関する条例附則第17項から第20項までの規定による55歳を超える職員の給料月額の減額支給等の期間を、[3]の2の①の経過措置の期間とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

① 給料表

[1]の2の①による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

**[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)**

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

① 給料表

[1]の3の①による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

**[http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku\\_d/fil/26bekki.pdf](http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-i/26kankoku_d/fil/26bekki.pdf)**

[3] 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、[1]の1の②のウ、エおよびオの（イ）、2の②の（イ）ならびに3の②の（イ）、[2]ならびに[3]の2の①から③につ

いては、平成27年4月1日から実施すること。

## 2 経過措置等

### ① 給料表の改定に伴う経過措置

[2]による給料表の改定に伴い、人事院勧告および本県の実情を考慮した所要の経過措置を講ずること。

### ② 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、国家公務員における取扱いと同様とすること（[2]の1の②のアのただし書を除く。）。

### ③ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、国家公務員における取扱いと同様とすること。

### ④ その他所要の措置

①から③までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、職員の労働基本権を制限した代償措置として、職員としての地位に基づく経済的権利を確保するために設けられたもので、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、苦情、不満のある場合、人事委員会に対して地方公共団体の当局により、適当な措置が取られることを要求する権利を認めようとするものです。

#### (1) 措置要求の状況

平成26年度の処理状況は下表のとおりです。

平成26年度 要処理件数	平成25年度末 未処理件数	平成26年度 新規件数	平成26年度 処理件数	平成26年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

#### ① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

#### ② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
—	—	—	—	—	—	—

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、任命権者によって不利益処分を受けたと思う職員から適法な不服申し立てがあったとき人事委員会はそれを受理し、必要な調査、審査を行い、その結果に基づいて、当該処分が妥当であるとするときはそれを承認し、違法不当であればこれを修正または取消し、さらに必要があれば給与の回復等必要な是正措置を指示することにより職員の利益を保護し、人事行政の適正化を図るものです。

##### (1) 不服申立ての状況

平成26年度の処理状況は下表のとおりです。

平成26年度 要処理件数	平成25年度末 未処理件数	平成26年度 新規件数	平成26年度 処理件数	平成26年度末 未処理件数
0	0	0	0	0

##### ① 継続事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
-	-	-	-	-	-	-

##### ② 新規事案

事案名	要求者	要求 年月日	要求の内容	処理 年月日	処理内容	備考
-	-	-	-	-	-	-